

(2) 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

■バリアフリー法に基づく基本構想の受理件数

(平成 24 年 9 月 30 日までに受理したもの)

合計 275 市町村(395 基本構想)

期間		作成件数 (四半期)	作成件数 (累計)	期間		作成件数 (四半期)	作成件数 (累計)
【 】内は単年度毎の 作成件数				【 】内は単年度毎の 作成件数			
平成 13 年度 【15 件】	4 月～	1	1	平成 19 年度 【20 件】	4 月～	8	279
	7 月～	2	3		7 月～	4	283
	10 月～	1	4		10 月～	3	286
	1 月～	11	15		1 月～	5	291
平成 14 年度 【47 件】	4 月～	13	28	平成 20 年度 【35 件】	4 月～	21	312
	7 月～	8	36		7 月～	9	321
	10 月～	11	47		10 月～	1	322
	1 月～	15	62		1 月～	4	326
平成 15 年度 【65 件】	4 月～	28	90	平成 21 年度 【19 件】	4 月～	8	334
	7 月～	14	104		7 月～	9	343
	10 月～	13	117		10 月～	0	343
	1 月～	10	127		1 月～	2	345
平成 16 年度 【62 件】	4 月～	29	156	平成 22 年度 【14 件】	4 月～	7	352
	7 月～	14	170		7 月～	1	353
	10 月～	9	179		10 月～	1	354
	1 月～	10	189		1 月～	5	359
平成 17 年度 【43 件】	4 月～	23	212	平成 23 年度 【22 件】	4 月～	11	370
	7 月～	5	217		7 月～	3	373
	10 月～	9	226		10 月～	6	379
	1 月～	6	232		1 月～	2	381
平成 18 年度 【39 件】	4 月～	17	249	平成 24 年度	4 月～	9	390
	7 月～	3	252		7 月～	5	395
	10 月～	9	261		10 月～		
	1 月～	10	271		1 月～		

※このうち、利用者数 5,000 人／日以上旅客施設が所在しない市町村の基本構想は 23 件。

## ■当事者参加を確保するための取組みの状況

- 基本構想においては、協議会制度が法律に位置づけられているなど、当事者参画に関する制度が充実。
- 各市町村が基本構想を作成するにあたり、どういった当事者参画を確保するための措置を行っているかに関する調査結果によると、基本構想作成時にまち歩き（現地点検）やパブリックコメントを行っている市町村が多いほか、協議会の設置を行ったところがほとんど。
- 一方、協議会を基本構想の作成の際に活用したのみで、特定事業の進捗状況の管理や事後評価に活用していない場合が大半となっており、協議会の活動が継続されていない状況。

### 【住民等の意見を反映するための措置】

まち歩き（現地点検）	71.7%
パブリックコメント	66.9%
アンケート	46.4%
関連団体へのヒアリング	37.2%
ワークショップ （参加体験型のグループ学習）	35.0%
基本構想説明会	4.1%
その他	6.6%

### 【協議会の設置の有無】

協議会を設置していた （現在は解散）	49.8%
協議会を設置している	25.9%
協議会を設置していない	22.9%
無回答	1.3%

（平成 22 年度基本構想作成等予定調査）

## ■基本構想作成・見直しの効果

- 実際に基本構想が作成されたことにより、どのような効果が出ていると考えているのか、平成 22 年に実施した調査結果によると、「鉄道駅舎など旅客施設のバリアフリー化が進んだ（事業の目処が立った）」「高齢者や障害者のニーズを理解したり計画に反映することができた」といった回答が特に多い。
- 単に旅客施設等における個別施設のバリアフリー化が進んだだけでなく、基本構想の狙いとする、利用者のニーズをきめ細かに反映した上で一体的・総合的にバリアフリー化を行うという目的が概ね達成されていると言える。

鉄道駅舎など旅客施設のバリアフリー化が進んだ（事業の目処が立った）	70.1%
高齢者や障害者のニーズを理解したり計画に反映することができた	67.2%
法律に基づく計画、事業であるため予算が確保しやすくなった	47.8%
道路のバリアフリー化が進んだ（事業の目処が立った）	47.8%
道路事業者や交通事業者との相互理解や連携が進んだ	37.3%
住民や NPO 団体の意向・考え方、協働の方法などへの理解が深まった	29.9%
駅周辺の一定のエリアを計画的にバリアフリー化できた（事業の目処が立った）	26.9%
バリアフリーの視点やユニバーサルデザインの考え方が庁内に浸透した	19.4%
福祉部門と相互理解や連携が進んだ	17.9%
民間建設物のバリアフリー化が進んだ（事業の目処が立った）	3.0%
その他	1.5%

### (3) 心のバリアフリーの推進

#### ■バリアフリー教室

- 「心のバリアフリー」を推進するための国の取組みとして、国民に対し高齢者、障害者等の置かれた状況を模擬体験する等の啓発活動を内容とする「バリアフリー教室」を開催。
- バリアフリー教室の参加人数、回数は順次増加してきているところであるが、各回に参加できる人数は限られている等の要因により、これまでののべ参加人数は1万5千人余りにとどまっている。

#### 【バリアフリー教室の参加人数の推移】

	バリアフリー教室 【実施回数】	バリアフリー教室 【参加人数】
平成 13 年	10 回	491 人
平成 14 年	30 回	1,385 人
平成 15 年	64 回	3,294 人
平成 16 年	74 回	3,889 人
平成 17 年	94 回	4,289 人
平成 18 年	96 回	4,953 人
平成 19 年	106 回	5,742 人
平成 20 年	118 回	6,338 人
平成 21 年	149 回	7,961 人
平成 22 年	251 回	10,909 人
平成 23 年	222 回	15,114 人

(平成 23 年度国土交通省調査)

#### 【バリアフリー教室の取組み事例】

##### ○車いすサポート体験



列車乗降体験



券売機操作



バス乗降体験

##### ○視覚障害者サポート体験



視覚障害者誘導用ブロック体験

##### ○高齢者疑似体験



階段昇降体験

## ■障害者駐車場、多機能トイレの適切な利用促進方策

### ○障害者駐車場の適切な利用促進方策

#### 1) 障害者等用駐車スペースの適正利用に係る普及啓発の推進

内閣府、厚生労働省、警察庁と連携して、障害のある方が安心して障害者等用駐車スペースを利用できるよう、適正利用のためのマナー啓発に資するポスター・チラシを作成（平成 22 年 3 月）。



ポスター

#### 2) 障害者等用駐車スペースの適正利用等の促進に関する調査研究

障害者等用駐車スペースの適正利用に係るニーズや課題、具体的取組方策等の調査を踏まえ、報告書を取りまとめるとともに、駐車場の運営管理者や地方公共団体に参考として頂くため、不適正な駐車を防止するための取組みや障害のある人が障害者等用駐車スペースをより円滑に利用できるように取組みを紹介するパンフレットを作成(平成 23 年 5 月)。



パンフレット

#### 3) バリアフリー化推進功労者大臣表彰による先進的な取組みの推進

パーキングパーミット制度など、障害者等用駐車スペースの適正利用等に資する先進的な取組みを実施している自治体について、国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰で表彰し、その優れた取組みを普及・奨励（平成 24 年 1 月）。



利用者証の例



駐車スペース

### ○多機能トイレの適切な利用促進方策

#### 1) 多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究

バリアフリー化の取組みとして、駅や建築物などにおける車いす使用者用トイレの設置義務付けなどを背景に、近年、子ども連れなども利用できる多機能トイレが数多く設置されてきた。そのため、車いす利用者などの障害者だけではなく、高齢者、子ども連れなどによる利用が集中し、車いす使用者が使いにくくなっているという指摘が寄せられている。

国土交通省ではこれらの指摘を踏まえて、平成 23 年度に多機能トイレの利用実態を調査し、今後のトイレ整備のあり方についてとりまとめるとともに、一般利用者のマナー向上に関するパンフレットを作成（平成 24 年 3 月）。



パンフレット

## ■小規模施設・民間施設等のバリアに対する「人的対応」事例

### ○倉敷市・倉敷美観地区における「おもてなしマイスター制度」

～倉敷市・倉敷美観地区バリアフリー推進会議 市と住民の連携による重要伝統的建造物群保存地区のバリアフリー化～

(平成 24 年 1 月 第 5 回 国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰受賞)

ハード整備によるバリアフリー化が難しい伝建地区において、残った段差を「ひとの手」で解消する目的から、地区内で働いている方、活動されている方、ボランティアされている方、在住の方を対象に、おもてなしの「こころ」を育むとともに、おもてなしの「技術」を習得し、観光などで倉敷を訪れ、手助けを必要としている方に対して、“おもてなし”ができる人（マイスター）を育てていく制度を、推進会議が提案し、市と協働で実施。

この制度では、人に対するマイスター認定だけでなく、店舗・事業所に対しても「おもてなし処」として認定を行っており、美観地区全体での取組みとなっている。



マイスター認定を受けた店員の方々 店頭に設置されたおもてなし処の掲示板

## (4) スパイラルアップの取組み

バリアフリー化を進めるに当たっては当事者の参加の下検証を行い、結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくスパイラルアップが重要。

## ■バリアフリーネットワーク会議の開催

### ○目的

国土交通省のバリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的改善）を図るため、関係する全国の高齢者・障害者等団体、施設設置管理者団体等、学識経験者、行政機関等が一堂に会し、バリアフリー法に基づく取組みの現状把握、課題の抽出、対応方策の検討や提案等を行うために開催するもの

### ○構成員

学識経験者、高齢者・障害者団体等、施設設置管理者等、国土交通省

### ○全国会議

全国会議は、平成 20 年度より年 1～2 回程度開催

## ■調査研究等に基づく対応策の実施

○知的障害者、精神障害者、発達障害者に対応したバリアフリー化施策に係る調査研究（平成19年度調査研究）

→当事者団体、学識者、関係事業者等からなる委員会での検討を踏まえ、公共交通機関、商業施設、公共施設等の職員向けの「対応ハンドブック」と「施設整備のポイント集」を作成し公表。

○視覚障害者誘導用ブロックに関する調査研究（平成20、21年度調査研究）、視覚・聴覚障害者の安全性・利便性に関する調査研究（平成22、23年度調査研究）

→当事者団体、学識者、関係事業者等からなる委員会での検討を踏まえ、移動等円滑化整備ガイドライン改正時に反映予定。

## （5）補助・交付金等による支援

### ■地域公共交通確保維持改善事業

- ・生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害（バリア）の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善に向けた地域の関係者の取組みを支援する制度

### ○バリアフリー化

#### 【バリアフリー化設備等整備事業】

- ・鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルのバリアフリー化、待合・乗継設備整備  
（段差の解消、転落防止設備の整備、誘導ブロックの整備、障害者対応型便所の設置 等）
- ・ノンステップバス、リフト付きバスの導入
- ・福祉タクシーの導入 等



エレベーター



ノンステップバス



福祉タクシー

## ■社会資本整備交付金

地方公共団体が作成した「社会資本総合整備計画」に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援。

- 道路事業・・・地方公共団体が実施する道路のバリアフリー化整備
- 都市再生整備計画事業（高質空間形成施設）
  - ・・・市町村等が実施する歩行支援施設、障害者誘導施設等の整備
- 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業
  - ・・・市町村が実施する都市公園における公園施設のバリアフリー化整備
- 都市・地域交通戦略推進事業
  - ・・・重点整備地区の区域において、地方公共団体等が実施する公共的空間の整備、バリアフリー交通施設の整備等
- バリアフリー環境整備促進事業
  - ・・・人口5万以上の市等において、地方公共団体等が実施する基本構想策定、基本構想に従って行われる移動システム等の整備等

## 3. バリアフリー法施行状況検討会について

### (1) 背景・趣旨

- 平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行され、平成23年12月で5年が経過。このため、同法附則7条に基づき、「法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」必要。
- 障害者団体等の当事者の意見等も聞きながら、具体的な課題や求められる対策の検討を行うため、当事者団体等もメンバーとする「全国バリアフリーネットワーク会議」の下に、「バリアフリー法施行状況検討会」（座長：秋山哲男北星学園大学客員教授）を設置し、平成24年2月より、バリアフリー法の大きな3つの柱である、バリアフリー化の推進、基本構想の取組み、心のバリアフリーの取組みを中心に、施行状況についての検討の具体的な作業を実施。
- 検討会を6回開催し、関係者の意見を聞きながら実務的に検討作業を進め、バリアフリー法の施行状況について評価するとともに、課題を整理し、その課題解決に向けた今後の取組みの方向性についてとりまとめ、全国バリアフリーネットワーク会議に報告の後、平成24年8月9日に公表。

## (2) 検討会の構成

### ●有識者委員

◎秋山 哲男	北星学園大学 客員教授
北川 博巳	兵庫県立福祉のまちづくり研究所 研究第一グループ長
佐藤 克志	日本女子大学 准教授
高橋 儀平	東洋大学 教授
三星 昭宏	関西福祉科学大学 客員教授
山田 稔	茨城大学 准教授 (五十音順、敬称略。◎は座長)

### ●オブザーバー参加者 (全国バリアフリーネットワーク会議委員)

#### <高齢者、障害者等団体>

小川 榮一	(福) 日本身体障害者団体連合会 会長
大橋 由昌	(福) 日本盲人会連合 情報部部长
久松 三二	(財) 全日本聾啞連盟 本部事務所長
千葉 均	(社) 全国脊髄損傷者連合会 専務理事
三澤 了	(NPO) DPI日本会議 議長
安元 杏	主婦連合会 常任委員
宮武 秀信	(福) 全日本手をつなぐ育成会 事務局長
加藤 永歳	(一社) 日本発達障害ネットワーク 事務局長
齋藤 秀樹	(財) 全国老人クラブ連合会 理事・事務局長
有村 律子	(NPO) 全国精神障害者団体連合会 常務理事・事務局長

#### <施設設置管理者団体等>

石川 明彦	東日本旅客鉄道(株) 総合企画本部 投資計画部長
藤井 高明	(一社) 日本民営鉄道協会 土木部部长
船戸 裕司	公益社団法人 日本バス協会 常務理事
岡本 八重子	(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会 理事
川村 泰利	一般財団 全国福祉輸送サービス協会 副会長
高田 達	(一社) 日本旅客船協会 業務部長
石山 齊	(社) 全国空港ビル協会 常務理事
岩佐 英美子	(社) 日本ホテル協会 事務局長
丸山 裕宏	(社) 日本ビルディング協会連合会 運営企画室長
篠原 一博	(一社) 日本ショッピングセンター協会 専務理事
中村 誠	(一社) 全日本駐車場協会

#### <その他>

岩佐 徳太郎	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 バリアフリー推進部長
藤本 俊樹	(財) 建築技術教育普及センター 情報・普及部長